

西東京市はいま 22

障害者サービス支援費制度

今、社会は、障害のある人と障害のない人が平等に生活し、共にいきいきと暮らすことができる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念が普及・定着してきています。今日の社会福祉制度は、従来のような限られた方々に対する保護・救済にとどまらず、児童の育成や高齢者の介護等、すべての国民が自立した生活を営むうえで生じるさまざまな問題に対して、社会のしくみとして支援を行うことが求められるようになってきています。こうした中、障害者の福祉に関しても、これまでの生活支援という面だけでなく、自立と社会参加を促進するため、社会全体で「ノーマライゼーション」の実現に向けて積極的に取り組むことが求められています。

これからの障害者福祉サービスは、これまでのように行政がサービスの利用者を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者

本位の考えに立つ「支援費制度」となります。この制度は、来年4月から始まりです。

この新しい制度では、利用者である障害のある人が、サービスを提供する事業者と対等な関係に基づき、自ら事業者を自由に選択し、契約によってサービスを利用することになります。

対象となるサービス
支援費制度に移行する対象サービスは、次のとおりです。

居宅サービス 身体障害者・知的障害者・障害児のホームヘルプサービス・デイサービス・短期入所(ショートステイ)、知的障害者のグループホーム
施設サービス 身体障害者の更生施設・療養施設・授産施設、知的障害者の更生施設・授産施設・通勤寮

支援費制度利用の流れ
支援費対象サービスを利用

お知らせ

市民カードへの交換

市では、田無市(1種類)・保谷市(2種類)で発行した印鑑登録証の「西東京市民カード」への交換を、地域ごとにお願ひしています。

10月は、柳沢全域、東伏見4・5丁目、泉町1丁目、富士町全域が対象です。該当す

用する場合には、必要に応じてサービス選択のための相談支援を受け、市に支援費の支給申請を行います。

市は、申請者の障害の種類・程度や介護者の状況等について、厚生労働省令で定める事項と照らし合わせ、調査・検討をします。

支給が適切と認められたときは、支援の種類・量・期間および本人または扶養義務者の負担能力に応じて、利用者負担額を決定します。

支給決定を受けた利用者希望者は、都道府県知事の指定を受けたサービス提供事業者等と契約し、サービスの利用をすることになります。

利用者負担額は、支給決定を受けたサービスを利用したときは、所得に応じて定められた利用者負担額を事業者が支払います。



また、市は利用者が利用したサービスの総額から、利用者負担額を除いた額を支援費として事業者が支払います。

対象となるサービスを現在、支援費制度へ移行するサービスを利用している

方には、印鑑登録証引替申請書を郵送します。手続きをしてくださいます。10月19日(土)・20日(日)は、午前9時～午後4時に両庁舎の市民課で引き替えできます。

方で平成15年4月以降もサービスを利用する方は、15年4月までに支給決定を受ける必要があります。対象となる方には後日個別にお知らせします。

介護保険との相違点

支援費制度は、選択と競争に基づく利用者本位のサービス提供体制の確立という趣旨から介護保険制度と似ていると言われますが、次の点で相違があります。

介護保険制度は保険料等を財源として運営されていますが、支援費制度は租税を財源として実施されるものです。

支援費制度では、介護保険制度と同様に、利用したサービスに対して利用者負担金を支払うこととなります。

介護保険制度のように利用したサービス総額の1割負担(応益負担)とは異なり、本人または扶養義務者の所得に応じて定められた利用者負担額(応能負担)を、事業者が支払うことになっています。

詳しくは、障害福祉課へお問い合わせください。

障害福祉課(保谷内線2348)

西東京市議会議員選挙立候補予定者説明会

とき 10月2日(水)午後2時
ところ 保谷こもれびホール
内容 立候補届出の手続き、選挙運動、選挙公報等について(会場で立候補届出関係の用紙を配布します)
選挙管理委員会事務局(保谷内線2811)

受けていない在宅の高齢者を介護している家族のために、家族介護慰労金を支給します。

対象 左表の要件をすべて満たしている65歳以上の高齢者を介護し、過去1年以上、市民税非課税世帯に属する介護者

調査票の配布、回収は、東京都知事より任命された調査員が、9月中旬～10月上旬に訪問します。

なお、回収された調査票は、統計の目的以外に使用することはありません。

管財課(保谷内線1221)

コール田無の施設が利用できない日
多目的ホール 平成15年4月20日(日)午前9時～午後10時
コール田無(保谷69・5006)

申請日の属する月の前月末日を基準とする	
過去1年以上	要介護4または5と認定されている高齢者 市民税非課税世帯に属する高齢者 介護保険サービスを利用していない高齢者(ショートステイは除く)
過去1年間	介護保険施設以外の病院等に90日以上長期入院をしていない高齢者

支給額 年額10万円
申請受付期間 10月1日(火)～11日(金)

持ち物 介護保険被保険者証・印鑑・金融機関口座の分かるもの(郵便局を除く)
高齢福祉課(保谷内線2332)

就業構造統計調査
就業構造統計調査が、10月1日を基準日として、全国一斉に実施されます。

この調査は、平成12年国勢調査の調査区のうち、国が選定した抽出単位区に居住する15歳以上の世帯員を対象に、国民の就業および不就業の状態を調査します。調査の目的

選挙人名簿登録者(定時登録)数確定
選挙人名簿の登録は、年4回、3月・6月・9月・12月に登録する定時登録と、選挙のつど行われる選挙時登録があります。

9月2日の定時登録者数が確定しました。登録者数は、男性7万3千229人、女性7万4千580人、計14万7千809人です。平成14年9月3日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男性90人、女性80人、計170人です。

選挙管理委員会事務局(保谷内線2811)

審議会等開催情報

会議の日程・議題等は変更となる場合があります。傍聴を希望する方は、担当課へお問い合わせください。会議開催予定は、西東京市ホームページ、両庁舎入口の掲示板でもお知らせしています。 広報広聴課(保谷内線1141)

会議	とき・ところ	傍聴人数	議題	担当課(内線)
市民との協働推進懇談会	9月17日(火)10月1日(火)午後7時・田無庁舎2階	10人	外部講師による講演/提言書の骨子作り	生活文化課(1425)
社会教育委員の議	9月17日(火)午後2時・田無庁舎1階	10人	青少年問題協議会委員との懇談内容	社会教育課(2711)
(仮称)合併記念公園整備懇談会	9月19日(木)午後6時30分・インギビル3階	10人	公園の管理運営	公園緑地課(2432)
男女平等参画推進委員会等	9月19日(木)午後7時・市民会館4階	10人	計画骨子の検討	男女平等推進係(50 0055)
廃棄物減量等推進審議会	9月24日(火)午後2時・インギビル3階	5人	最終答申の検討	ごみ減量推進課(2223)
障害者基本計画検討委員会	9月25日(水)午前10時・防災センター6階	10人	基本方針検討・市内の障害者の抱える問題整理	障害福祉課(2347)
文化財保護審議会	9月25日(水)午後6時・田無庁舎1階	5人	指定基準	社会教育課(2711)
保健福祉審議会	9月25日(水)午後7時・保谷東分庁舎地下1階	10人	地域福祉計画・障害者基本計画策定の基本的な考え方	保健福祉総合調整課(2312)
福祉計画策定委員会	10月1日(火)午前10時30分・田無庁舎5階	10人	高齢者保健福祉計画の中間まとめ	

教育委員会の開催日程

とき 9月26日(木)午後2時30分
ところ スポーツセンター1階会議室
議題 行政報告
傍聴人数 10人
教育庶務課(保谷内線2611)

嘱託員募集

業務・人数 権利擁護センター事務に係る受付事務・1人
応募資格 年齢：昭和42年4月2日以前に生まれた方
資格：社会福祉の増進に熱意があり、大学等で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(社会福祉概論、身体障害者福祉論、法学、心理学、社会学等全34科目)のうち3科目以上を修めて卒業した方
選考方法 書類選考および面接試験
15年3月31日
高齡福祉課(保谷内線2331)